

島根県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県（以下「県」という。）は、島根県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても、介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また、厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象事業者は、令和8年2月1日現在で島根県内に所在し、国実施要綱に基づく「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」を実施する介護サービス事業所・施設等を運営する事業者等（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額等は、別表1及び別表2の第1欄に掲げる対象事業所等ごとに、第2欄の基準単価により計算した額と第3欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、知事が別に定める調整率を乗じた額を補助額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次項の場合を除き、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、次の
(ア) 又は(イ)に掲げる場合を除き、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
(ア) この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であつて、当該額を減額して申請している場合。
(イ) 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- 2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第11条 補助事業者は、第5条第1項第8号による仕入控除税額の報告を行う場合には、様式第5号を知事に提出するものとする。

(県内中小企業者への優先発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）に基づき、県内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者に発注するよう努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

別表1（第4条関係）

介護事業所等に対するサービス継続支援事業 対象事業所等、基準単価及び対象経費

1 対象事業所等	2 基準単価	3 対象経費
次の(1)又は(2)の対応を行う、下欄(ア)(イ)に掲げる事業所・施設等 (1)介護サービスを円滑に継続するための対応 気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等 (2)災害備蓄等への対応 災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等		
(ア)介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する次のサービスを行う事業所・施設等 (a)訪問介護(集合住宅併設型に限る。) (b)訪問介護((a)以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下) (c)訪問介護((a)以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2000回以下) (d)訪問介護((a)以外であって、1月あたり延べ訪問回数2001回以上) (e)訪問入浴介護 (f)訪問看護 (g)訪問リハビリテーション (h)通所介護(1月あたり延べ利用者数300人以下) (i)通所介護(1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下) (j)通所介護(1月あたり延べ利用者数601人以上) (k)通所リハビリテーション (l)特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。) (m)福祉用具貸与 (n)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (o)夜間対応型訪問介護 (p)地域密着型通所介護 (q)認知症対応型通所介護 (r)小規模多機能型居宅介護 (s)認知症対応型共同生活介護 (t)地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。) (u)看護小規模多機能型居宅介護 (v)居宅介護支援 (w)介護老人福祉施設 (x)介護老人保健施設 (y)介護医療院 (z)地域密着型介護老人福祉施設 (α)短期入所生活介護(空床利用を除く。)	交付決定日から事業完了日までの間に支出した次の経費 (1)介護サービスを円滑に継続するための経費 (2)災害備蓄等の経費	

(イ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく次の施設		
(a) 養護老人ホーム	6千円/定員	
(b) 軽費老人ホーム	6千円/定員	

(注1) 対象経費の例

(1) 介護サービスを円滑に継続するための経費

【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】

ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】

ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費

エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等の経費

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

(注2) 対象外経費の例

事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費

(注3) 定員数は令和7年4月1日現在のものとし、令和7年4月2日以降に開設した事業所等については、開設日現在の定員とする。

別表2 (第4条関係)

介護施設等に対するサービス継続支援事業 対象事業所等、基準単価及び対象経費

1 対象事業所等	2 基準単価	3 対象経費
介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した次の(1)(2)に掲げる事業所・施設等		
(1) 介護保険法に規定する次のサービスを行う事業所 ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 地域密着型介護老人福祉施設 オ 短期入所生活介護（空床利用を除く。）	定員1人あたり 18,000円	交付決定日から事業完了日までの間に支出した食材料費
(2) 老人福祉法に基づく次の施設 ア 養護老人ホーム イ 軽費老人ホーム		

(注) 定員数は令和7年4月1日現在のものとし、令和7年4月2日以降に開設した事業所等については、開設日現在の定員とする。